

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金
交付規則第3条第3項の規定に基づく地域振興計画書

鳥取県

令和5年9月

<令和6年4月変更>



目次

第1 計画の必要性	1
1 事業地域の特性	1
(1) 事業地域	1
(2) 原子力発電所の運転状況	2
(3) 鳥取県並びに事業地域の特性	2
2 地域振興計画の必要性	10
第2 全体の事業の基本計画及び内容	12
1 地域振興計画に基づく事業の基本計画及び内容	12
2 事業実施スケジュールおよび事業実施場所	13
第3 個別事業の基本計画及び計画(鳥取県)	14
3.1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容	14
(1) 事業の必要性	14
(2) 事業の全体計画	15
3.2 事業主体	19
3.3 事業の実施スケジュール	19
3.4 充当しようとする交付金の交付対象経費及び交付金額	20
3.5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額	20
3.6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額	21
3.7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由	21
3.8 地方公共団体で作成される長期的な地域振興計画との関係	22
3.9 他の類似事業との比較	22
3.10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見	23
3.11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法	23
3.12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制	23
3.13 地域振興計画の期待される効果	24
第4 個別事業の基本計画及び計画(境港市)	25
4.1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容	25
(1) 事業の必要性	25
(2) 事業の全体計画	26
4.2 事業主体	28
4.3 事業の実施スケジュール	28
4.4 充当しようとする交付金の交付対象経費及び交付金額	29
4.5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額	29
4.6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び	

び維持・運営にかかる自治体の負担額	29
4.7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由	29
4.8 地方公共団体で作成される長期的な地域振興計画との関係	30
4.9 他の類似事業との比較	30
4.10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見	30
4.11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法	31
4.12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制	31
4.13 地域振興計画の期待される効果	31
第5 個別事業の基本計画及び計画(米子市)	32
5.1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容	32
(1) 事業の必要性	32
(2) 事業の全体計画	32
5.2 事業主体	33
5.3 事業の実施スケジュール	33
5.4 充当しようとする交付金の交付対象経費及び交付金額	34
5.5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額	34
5.6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額	34
5.7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由	34
5.8 地方公共団体で作成される長期的な地域振興計画との関係	35
5.9 他の類似事業との比較	35
5.10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見	35
5.11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法	35
5.12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制	35
5.13 地域振興計画の期待される効果	36

第1 計画の必要性

【はじめに】

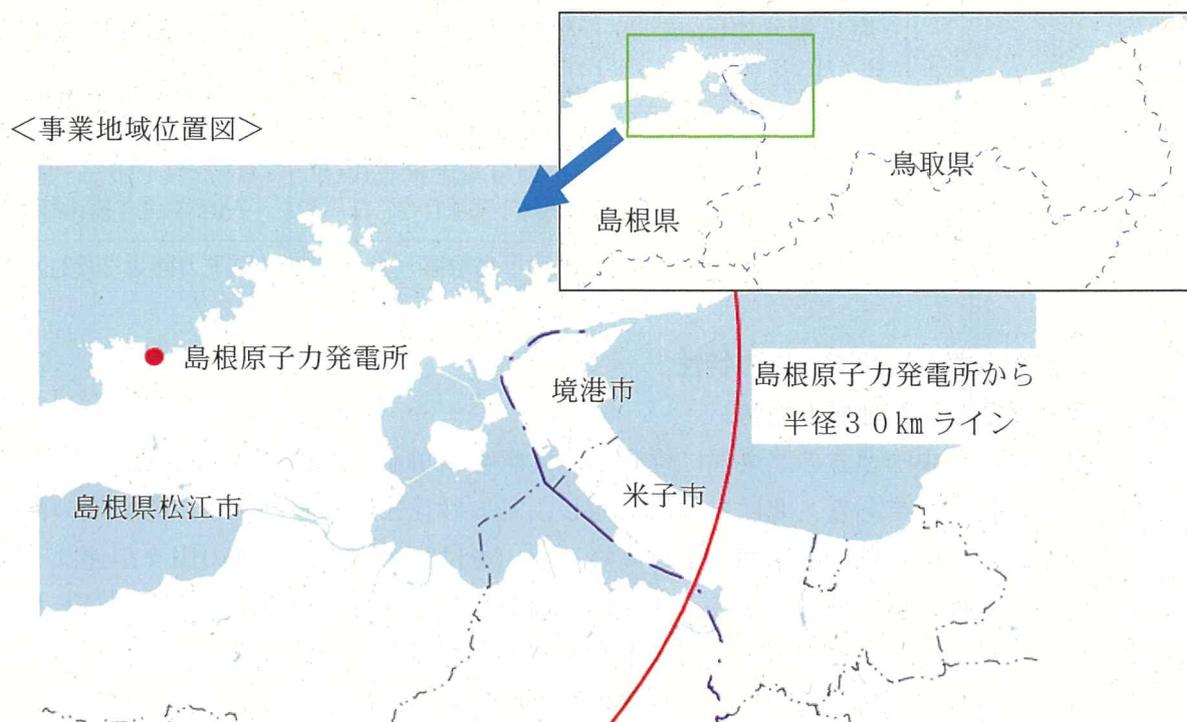
本計画は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（以下「交付規則」という。）第3条第3項に定める地域振興計画として作成するものであって、鳥取県、事業地域である境港市及び米子市において、地域振興に寄与する事業に関する計画であり、鳥取県による県立高校環境整備事業及び県管理道等整備事業、境港市による境港市公民館環境整備事業及び施設・道路等多用途安全確保機械導入事業、米子市による米子市公民館環境整備事業を行うものである。

1 事業地域の特性

(1) 事業地域

交付規則第2条第2号に定める事業地域は、以下の通りである。

その区域内に原子力発電施設等が設置された市町村の区域	島根県松江市
上記に隣接する市町村の区域	境港市
その区域内に原子力発電施設等が設置された道県（原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県を含む。）の区域内の市町村の区域のうち交付規則第3条に規定する措置の対象とすることが特に必要と認められる市町村の区域	米子市



国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/vector/>) を基に作成

(2) 原子力発電所の運転状況

島根原子力発電所は、日本で5番目の原子力発電所として中国電力(株)が島根県松江市鹿島町に建設され、国産第1号として約40年間にわたり運転し、現在廃止措置中の1号機、新規制基準適合性審査中の2号機、建設工事の最終段階を迎えた3号機からなる。

このうち、2号機は、福島第一原発事故後、平成24年1月27日に運転を停止している。福島第一原発事故を踏まえて新たに制定された原発の安全対策に係る新規制基準に適合するための審査が続いているが、立地自治体との安全協定に基づく事前了解手続きは終了している。

3号機については、現在建設工事中であり、新規制基準に適合するための審査が行われている。

<島根原子力発電所の概要>

	1号機	2号機	3号機
営業運転開始 (営業運転終了)	昭和49年3月29日 (平成27年4月30日)	平成元年2月10日	—
定格電気出力	46万キロワット	82万キロワット	137.3万キロワット
原子炉型式	沸とう水型 (BWR)	沸とう水型 (BWR)	改良型沸とう水型 (ABWR)
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国産第1号原子力発電所 ・廃止措置中(平成29年7月28日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改良型格納容器の採用 ・燃料取替の自動化 ・制御棒駆動の高速化 ・廃棄物のセメント・モルタル固化処理 ・定期事業者検査中(平成24年1月27日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉内蔵型再循環ポンプの採用 ・改良型制御棒駆動機構の採用 ・改良型中央制御盤の採用 ・鉄筋コンクリート製原子炉格納容器の採用

(出所：鳥取県「とっとり原子力防災2022」)

(3) 鳥取県並びに事業地域の特性

〔鳥取県及び事業地域の地勢〕

鳥取県は、中国地方の北東部に位置し、東西約120km、南北約20～50kmと、東西にやや細長い県であり、北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっている。山地の多い地形ながら、四つの河川の流域に平野と砂州が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市、境港市が流域の中心都市として発達している。

境港市及び米子市で構成される事業地域は、鳥取県の最西部に位置し、北部は島根県松江市及び日吉津村、西部は島根県安来市、南部は南部町及び伯耆町、東部は大山町に境を接し、総面積は161.53km²(鳥取県全体の4.6%)となっている。

また、事業地域である境港市及び米子市は、島根県奥出雲町を源流とし、境港市まで続く斐伊川の中で宍道湖、中海を囲む5市（島根県出雲市、島根県松江市、島根県安来市、境港市、米子市）を中心に大山圏域7町村をオブザーバーとした「中海・宍道湖・大山圏域市長会」の活動を行うなど、地理的、経済的にも一体となった地域である。

〔気候〕

鳥取県の気候は比較的温暖であるが、春から秋は好天が多い一方で、冬には降雪もあり、事業地域を含む県全域が豪雪地域に指定されているなど、四季の変化がはっきりとしていることが特徴である。

〔人口〕

令和2年国勢調査によると、事業地域及び鳥取県の人口、総世帯数、1世帯当たりの人員、人口密度は

<事業地域及び鳥取県の人口、世帯数等の状況>

	人口（人）			総世帯数 （世帯）	1世帯 当たりの 人員 （人）	人口密度 （1km ² 当たり）
	総数	男	女			
境港市	32,740 （4位）	15,775	16,965	13,128 （4位）	2.41 （14位）	1,124.7 （1位）
米子市	147,317 （2位）	69,740	77,577	62,134 （2位）	2.31 （17位）	1,112.5 （2位）
鳥取県	553,407	264,432	288,975	219,742	2.44	157.8
全国	126,146,099	61,349,581	64,796,518	55,830,154	2.21	338.2

（出所：総務省統計局「令和2年国勢調査」）

- ※1. 1世帯当たりの人員＝一般世帯の世帯人員／一般世帯の世帯数
- ※2. 人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」による。
- ※3. カッコ内は、数値を高い順に並べた県内19市町村中の順位

となっている。鳥取県は、全都道府県の中で最も人口、世帯数ともに最小である。1世帯当たり人員は、全国平均より上回っているが、人口密度は、全国平均を下回

っている。

事業地域である境港市及び米子市は人口、総世帯数ともに、それぞれ県内4位、2位となっている。

1世帯当たりの人員は、県平均と比較すると、境港市及び米子市ともに低いが、全国平均と比較すれば、高い値となっている。

人口密度をみると、境港市及び米子市ともに、県平均、全国平均と比較して高い値となっており、県内では最も人口密度の高い地域となっている。

令和2年国勢調査における年齢3区分別人口によると

<事業地域及び鳥取県の年齢3区分別人口の状況>

[単位：人]

	人口総数	平成27年～令和2年の人口増減率	年齢別人口		
			15歳未満	15～64歳	65歳以上
境港市	32,740	△ 4.2% (7位)	3,912 12.0% (9位)	17,948 55.1% (4位)	10,736 32.9% (15位)
米子市	147,317	△ 1.3% (2位)	19,171 13.4% (3位)	82,094 57.2% (2位)	42,337 29.5% (18位)
鳥取県	553,407	△ 3.5%	68,330 12.5%	300,002 55.0%	177,046 32.5%
全国	126,146,099	△ 0.7%	15,031,602 11.9%	75,087,865 59.5%	36,026,632 28.6%

(出所：総務省統計局「令和2年国勢調査」)

※1 年齢別人口には年齢不詳を含まないため、人口総数と一致しない。

※2 カッコ内は、数値を高い順に並べた県内19市町村中の順位

となっている。5年前の平成27年と比較すると、鳥取県の減少率は3.5%減と、国全体の0.7%減と比較して大きな減少幅を示している。事業地域をみると、境港市は、県の減少率以上の減少幅となっており、米子市は、県の減少率と比較して減少幅は小さいが、全国平均と比較すれば、大きな減少幅となっている。

年齢別人口をみると、鳥取県全体は、全国と比較して、総人口に占める15歳未満人口の割合と65歳以上人口の割合が高い一方で、15～64歳人口の割合が低い。

事業地域をみると、境港市は、15歳未満の人口割合が12.0%と、全国平均とほぼ変わらないが、県平均と比較すれば、その割合が小さい。また、65歳以上の人口割合

は、県平均とほぼ変わらないが、全国平均と比較すれば、4ポイント以上高い。

米子市は、15歳未満及び15～64歳の人口割合が県平均と比較して高く、比較的若い世代が多いが、65歳以上の人口は、全国平均と比較すれば、高い割合である。

令和2年国勢調査における各市町村別人口に占める5年前の常住地別の割合をみると、

<市町村別移動人口率及び市町村別転入率・転出率>

[単位：%]

	移動人口割合	転入率	転出率
境港市	19.7 (3位)	9.6 (2位)	10.0 (2位)
米子市	22.4 (1位)	9.5 (3位)	9.6 (3位)
鳥取県	18.6	4.9	5.3

(出所：鳥取県統計課「令和2年国勢調査」)

※かっこ内は、数値を高い順に並べた県内19市町村中の順位

となっている。5年前に「現住所以外」に住んでいた移動人口の割合をみると、米子市が22.4%と県内市町村の中でも最も高く、境港市も3位の19.7%と事業地域ともに高い割合であった。

人口(5年前の常住市区町村「不詳」及び移動状況「不詳」を除く)に対する「県内他市町村」及び「他県」からの転入者数の割合である転入率をみると、境港市が9.6%と、県内市町村で2番目に高く、米子市は9.5%で3番目であった。

人口(5年前の常住市区町村「不詳」及び移動状況「不詳」を除く)に対する「県内他市町村」及び「他県」への転出者数の割合である転出率をみると、こちらも境港市が10.0%と県内市町村で2番目に高く、米子市は9.6%で3番目であった。

事業地域は、転入率、転出率ともに県内市町村の中でも上位であり、人の移動が多い地域となっている。

〔産業等〕

（総生産）

令和2年度鳥取県市町村民経済計算における県内・事業区域内総生産（実質）をみると、

＜事業地域及び鳥取県の県内・事業区域内総生産額（実質）＞

[単位：百万円]

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
境港市	総生産	8,453	39,142	96,296	144,520
	構成比	5.8%	27.1%	66.6%	100.0%
米子市	総生産	2,629	69,985	423,506	498,285
	構成比	0.5%	14.0%	85.0%	100.0%
鳥取県	総生産	47,994	363,660	1,400,376	1,819,938
	構成比	2.6%	20.0%	76.9%	100.0%

（出所：鳥取県統計課「鳥取県市町村民経済計算」）

※県内・事業区域内総生産には、税・関税等が含まれるため、第1次から第3次産業の合計と一致しない。

となっている。境港市の総生産額が144,520百万円、米子市の総生産額が498,285百万円と、事業区域全体では鳥取県全体の35.3%を占めている。産業3部門別区域内生産額の割合をみると、境港市は、鳥取県全体と比較すると、水産業を主とした第1次産業、水産加工を含む第2次産業が高く、第3次産業が低い。

一方、米子市は、不動産業、卸売・小売業などの第3次産業の構成比が高く、第1次産業、第2次産業が低い。

(就業人口)

令和2年国勢調査における事業地域及び鳥取県の産業3部門別就業者数をみると、

<事業地域及び鳥取県の15歳以上就業者数>

[単位：人]

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
境港市	就業者数	607	4,326	12,048	16,981
	構成比	3.6%	25.5%	70.9%	—
米子市	就業者数	2,516	15,421	58,217	76,154
	構成比	3.3%	20.2%	76.4%	—
鳥取県	就業者数	22,264	62,097	202,051	286,412
	構成比	7.8%	21.7%	70.5%	—
全国	就業者数	2,127,521	15,317,297	48,023,618	65,468,436
	構成比	3.2%	23.4%	73.4%	—

(出所：総務省統計局「令和2年国勢調査」)

となっている。鳥取県の産業3部門別就業者の割合は、全国平均と比較すると、第1次産業就業者数の割合が高く、第2次、第3次産業就業者数が低い。

鳥取県全体に占める事業区域全体の就業者数は、それぞれ第1次産業が14.0%、第2次産業が31.8%、第3次産業が34.8%となっており、全体では32.5%となっている。

産業3部門別就業者数の割合をみると、境港市は、県平均及び全国平均と比較すると、第2次産業の従業者数の割合が高く、米子市は、第2次産業の従業者数の割合が低く、第3次産業従業者数の割合が高い。

(製造品出荷額等)

令和2(2020)年工業統計調査における事業地域及び鳥取県の従業者数(従業者4人以上の事業所)、製造品出荷額等、従業者1人当たり製造品出荷額等をみると、

<事業地域及び鳥取県の従業者数、製造品出荷額等>

[単位：人、百万円、千円/人]

	従業者数(従業者4人以上の事業所)	製造品出荷額等	従業者1人当たり製造品出荷額等
境港市	3,350 (10.0%)	8,546 (10.9%)	25,509
米子市	6,441 (19.3%)	18,257 (23.4%)	28,345
鳥取県	33,444	78,158	23,370
全国	7,717,646	322,533,418	41,792

(出所：鳥取県統計課「100の指標からみた鳥取県(令和3年度)」、資料出所：経済産業省「工業統計調査」)

※下段のかっこ内は、県全体に占める割合

となっている。事業地域の従業者数は県全体の29.3%、製造品出荷額等が県全体の34.3%を占めている。

従業者1人当たりの製造品出荷額等をみると、境港市が25,509千円/人、米子市が28,345千円/人と、いずれも県全体の23,370千円/人を上回っているものの、全国平均の41,792千円/人を大きく下回っている。

(財政状況)

令和3年度の財政力指数等をみると、

<事業地域及び鳥取県の主要財政指標>

	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
境港市	0.55	83.8%	10.8%	109.8%
米子市	0.67	87.1%	8.0%	68.6%
全国市町村平均	0.50	88.9%	5.5%	15.4%
鳥取県	0.27259	82.8%	9.4%	125.1%
都道府県平均	0.50034	87.3%	10.1%	160.3%

(出所：総務省「地方財政状況調査(令和3年度決算)」)

となっている。鳥取県は、都道府県平均と比較すると、実質公債費比率及び将来負担比率が低い一方で、財政力指数が0.27259と、都道府県平均と比較しても半分程度であり、財源に全く余裕がないことを示している。

事業地域をみると、境港市及び米子市ともに、財政力指数は全国市町村平均と比較すると高い一方で、実質公債費比率及び将来負担比率については、全国市町村平均より高い数値であり、事業地域の2市とも行財政改革などに取り組んできているが、財政基盤が強靱とは言えない状況である。

2 地域振興計画の必要性

【地域の現状】

鳥取県は人口が全都道府県で最も少ない約 55 万人であり、人口減少と少子高齢化が全国よりも早く進んできた「課題先進県」である。

これまで鳥取県では、人口減少を食い止め、県民が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられるよう、移住定住の促進、女性の活躍推進、子育てしやすい環境づくりなどの様々な取組を進めてきた結果、コロナ禍前後の東京都からの人口移動増加率（各年の東京都から各都道府県への転入者数／令和元年の東京都から各都道府県への転入者数。総務省住民基本台帳人口移動調査を基に鳥取県が作成）が全国1位（令和2、令和3年）であったことに加え、令和4年出生者数（人口動態調査速報）が全国で80万人を割り込む（対前年5.1%減）中、本県は前年比2人減の全国最小であったこと等、一定の成果が出てきている。

それでも人口は減少し続けており、様々な領域で人手不足が生じ、地域公共交通や買い物機能の存廃が現実の課題となっていることに加え、長期化するコロナ禍と物価等高騰により地域経済社会が大きく疲弊している実情がある。

事業地域（境港市及び米子市）は、県内他市町村と比較すると、生産年齢人口の割合が高く、人口密度も高い地域であるほか、人口当たりの従業者数が多く、従業員1人当たり製造品出荷額等も県内市町村で上位であるなど、産業基盤やインフラが決して強靱ではない鳥取県において、県全体の産業・経済面等を牽引する地域の一つである。

その一方で、県全体と同様、全国より人口減少が進行しているほか、県内他市町村と比較して、転入率・転出率が高く、地域によって人口減少が著しい地域、高齢化が進んでいる地域、若い世代をはじめ新たな住民が増加傾向にある地域など濃淡が生じ、新たな地域課題の顕在化、地域コミュニティの希薄化や衰退が危惧されている地域でもある。いわば、人口減少による地域機能の低下という全体的課題と、地域コミュニティの希薄化をはじめとする都市的課題の両方に直面している地域といえる。

また、昨今の頻発・激甚化する災害への対応も地域の大きな課題である。鳥取県においては、平成28年の鳥取県中部地震、近年度重なる台風や線状降水帯の発生の影響による豪雨、平成23年、29年、30年の豪雪などの様々な災害に直面し、その都度、人口最少県ならではの顔の見える関係を基礎に、誰一人取り残さない防災体制の展開とその強化を進めてきたが、人口減少に伴い消防団員の減少を含む地域防災力の低下が懸念されている。事業地域は、中国電力島根原子力発電所のUPZに包含される圏域でもあることから、住民が支え合い、安心して暮らし続けることができる環境づく

りが求められる。

【地域振興計画の必要性】

こうした事業地域において、「平時・有事のデュアルに機能する住民拠点」を整備することで、当該地域における住民の「住み続ける」を実現する必要がある。

具体的には、地域コミュニティの拠点となっている公民館、学校の環境・機能改善、拠点へのアクセス維持・向上を図ることで、平時においては、これら施設を活用し地域住民自らがコミュニティ活動を展開することを促し、もって進行しつつある地域社会の希薄化の食い止めや紡ぎ直しに繋げる。同時に、地震・豪雨・豪雪・原子力災害などの有事においても、これら施設が避難や復興の拠点として地域住民の拠り所の機能強化を図りたい。

とりわけ有事においては、住民同士の助け合い・支え合いが地域防災力の基礎として極めて重要な機能を果たすことから、平時での地域コミュニティの紡ぎ直しが有事にも活きる「好循環」を生み出すことを目指したい。

平時にも有事にも、住民が集い、楽しみ、助け合える拠点が地域に存在することで、まずは、コロナ禍の長期化により縮小や中止を余儀なくされた、地域コミュニティの中核となる公民館活動や地域学校協働活動¹をコロナ禍前の水準に引き上げ、さらには今回の環境整備をバネに飛躍させ、当該施設を核として老若男女が輝く賑わいのある全世代型の地域社会を取り戻す。鳥取県においては、人と人、人と地域の結びつきを伸ばすことを県総合計画の基本方針の一つとして定めているところであり、本地域振興計画の事業実施後は、事業地域での取組をモデルに、県内他地域の地域活性化にも繋げていく。

¹ 地域学校協働活動：幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

第2 全体の事業の基本計画及び内容

1 地域振興計画に基づく事業の基本計画及び内容

事業主体	実施事業	概要
鳥取県	1 県立高校環境整備事業 (境港市)	地域内外から生徒が集まる県立高校について、施設の利便性・魅力向上や老朽化対策を図り、生徒や地域住民が快適に安心して利用できる環境を作ることで、学校、家庭、地域の連携の拠点とし、協働体制による地域づくりの推進を図る。 <内容>市内県立高校2校(境、境港総合技術)空調改修などをはじめとする環境整備 <実施期間>令和5年度、令和7年度
	2 県管理道等整備事業 (境港市、米子市)	本県住民における移動手段の重要なインフラである県管理道路について、重点的かつ早期に整備を行い、拠点へのアクセス向上、円滑化を図る。 <内容>舗装補修 3路線、L=2,156m <実施期間>令和6年度～令和7年度
境港市	1 境港市公民館環境整備事業	地域コミュニティの核に位置付ける公民館について、施設の利便性向上を図る整備を行い、地域住民が快適で安心して、積極的に利用できる環境を作ることで、住民相互の連携・協働の促進に繋げる。 <内容>市内4公民館(中浜(別棟集会所を含む)、渡、余子、外江)空調整備設計などをはじめとする環境整備 <実施期間>令和6年度
	2 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業	地震、豪雪などの有事において、上記県立高校、公民館を住民の拠点として確実に機能させるため、新たにホイールローダの配備を行い、これら施設へのアクセスを確保する体制を整える。 <内容>ホイールローダの購入 <実施期間>令和6年度
米子市	1 米子市公民館環境整備事業	地域コミュニティの拠点に位置付ける公民館について、施設の利便性向上を図る整備を行い、地域住民が快適で安心して、積極的に利用できる環境を作ることで、住民相互の交流の活性化に繋げる。 <内容>市内8公民館(大篠津、崎津、和田、富益、彦名、夜見、河崎、住吉)バリアフリー化、空調改修などをはじめとする環境整備 <実施期間>令和6年度～令和7年度

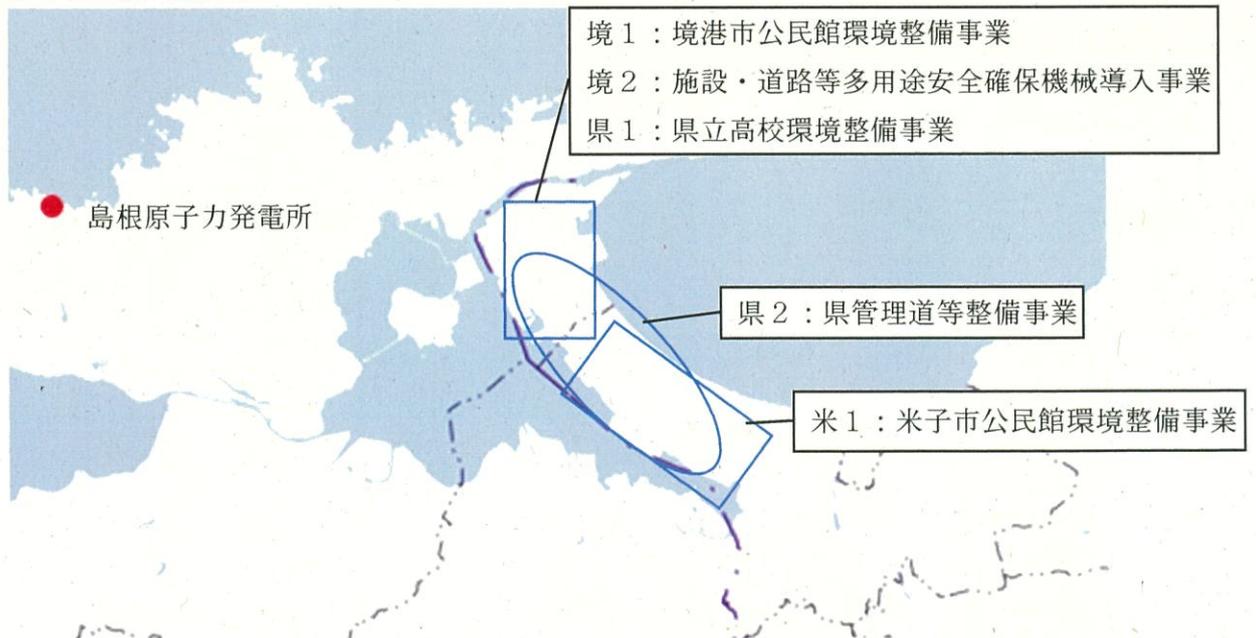
2 事業実施スケジュールおよび事業実施場所

[単位：千円]

実施主体	実施事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
鳥取県	1 県立高校環境整備事業	→		→	
		10,967		158,293	169,260
	10,200		147,800	158,000	
	2 県管理道等整備事業		→	→	
		164,900	77,100	242,000	
		164,900	77,100	242,000	
境港市	1 境港市公民館環境整備事業		→		
			55,328		55,328
		43,000		43,000	
	2 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業		→		
		11,627		11,627	
		7,000		7,000	
米子市	1 米子市公民館環境整備事業		→	→	
			35,035	34,013	69,048
			25,500	24,500	50,000
合計	事業費	10,967	266,890	269,406	547,263
	交付金充当額	10,200	240,400	249,400	500,000

上段は交付金対象事業費、下段は交付金充当額を計上

○事業実施場所図



国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/vector/>) を基に作成

第3 個別事業の基本計画及び計画(鳥取県)

3.1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容

(1) 事業の必要性

(1-1) 県立高校環境整備事業

境港市の高校は、生徒の多くが米子市内など他地域からも通学してきており、市街地のにぎわいに多大な貢献をしている。

また、近年、高等学校は、若者が日中の多くの時間を過ごす、単なる教育施設としての場だけにとどまらず、地域の活性化の上で大きな位置を占めるようになっていく。

境港市は「水産のまち」「妖怪のまち」であり、地域の特産物や観光資源などを活用した学校教育にも取り組んでおり、地域の企業や人材による授業や、生徒が実際に学んだ成果を地域住民に見ていただく活動が行われている。

今後、少子高齢化がさらに進展する中で、高校と地域による連携・協働体制を強化するためには、学校側がより地域に密着した活動を充実させるとともに、地域住民等が校舎を活用する際の快適性を高めることが求められている。

しかし、これらの学校施設については、空調設備がない教室があるほか、築 20 年～40 年経過しており、現在となっては効率性の悪い空調や旧式のトイレが当時のまま存置され、整備が進んでいないことから、本交付金の活用により、地域学校協働活動などの地域との活動に利用する棟について、早期の改善を図るものである。

(1-2) 県管理道等整備事業

鳥取県は、通勤者・通学者(15歳以上)のうち、4人に3人が自家用車で通勤・通学を行う車に依存した交通体系である。さらに事業区域内において実施事業により整備する拠点施設への移動は、利用者自身が自家用車を運転しての来訪や、家族による送迎、路線バスやタクシーといった公共交通機関を利用して訪れることが少なくなく、地域住民にとって、道路が適切に維持されることは必要不可欠である。

また、事業地域である境港市及び米子市には、特定第3種漁港に指定され日本有数の水揚げ量を誇る「境漁港」、重点港湾に指定され北東アジアのゲートウェイである「境港」、県西部圏域から島根県東部圏域をカバーする中核空港として、また同時に山陰唯一の国際定期路線を有する「米子鬼太郎空港」などが集中して位置しており、鳥取県のみならず、島根県にも跨る中海圏域の経済・観光においても必要不可欠な重要拠点を備えた本県をけん引する地域である。

このため、路面の損傷の著しい舗装の機能回復や、区画線、防護柵等の補修・整備を行うことで、地域コミュニティの拠点間や、地域と中心市街地間、経済・観光などの人流・物流のアクセス改善を図るものである。

なお、道路維持補修工事については、通常、施設の老朽化に伴い当然必要となる

ものだが、厳しい財政状況の中、必要箇所すべてには対応できておらず、優先度が高いものから順に予算の範囲内で対応しているのが現状である。本交付金の活用により、地元の地域活性化に向けた要望の高い箇所を優先的に早期の安全体制の確保を図るものである。

<利用交通手段別通勤者・通学者（15歳以上）>

[単位：人]

	総数 A	利用交通手段が 自家用車のみ B	割合 (B/A)
境港市	16,090	12,057	74.9%
米子市	69,871	51,304	73.4%
鳥取県	262,277	195,534	74.6%
都道府県平均	57,152,761	26,812,275	46.9%

(出所：総務省統計局「令和2年国勢調査」)

(2) 事業の全体計画

(2-1) 県立高校環境整備事業

○計画地

県立高校 2校 (境港市)

名称	所在地
境高等学校	境港市上道町 3030 番地
境港総合技術高等学校	境港市竹内町 925 番地

○内容

高効率・省エネエアコン整備及びトイレ近代化工事

- ・境高等学校 特別教室棟

高効率・省エネエアコン整備：2室新設

トイレ近代化工事：3か所

- ・境港総合技術高等学校 教室・海洋・福祉棟

高効率・省エネエアコン整備：10室更新

トイレ近代化工事：1か所

○期間

令和5年度、令和7年度（2年間）

○事業費

総事業費 169,260 千円

○実施方法

境港市において、県立高校への高効率・省エネエアコン整備及びトイレ近代化工事に取り組む。

○事業実施箇所図

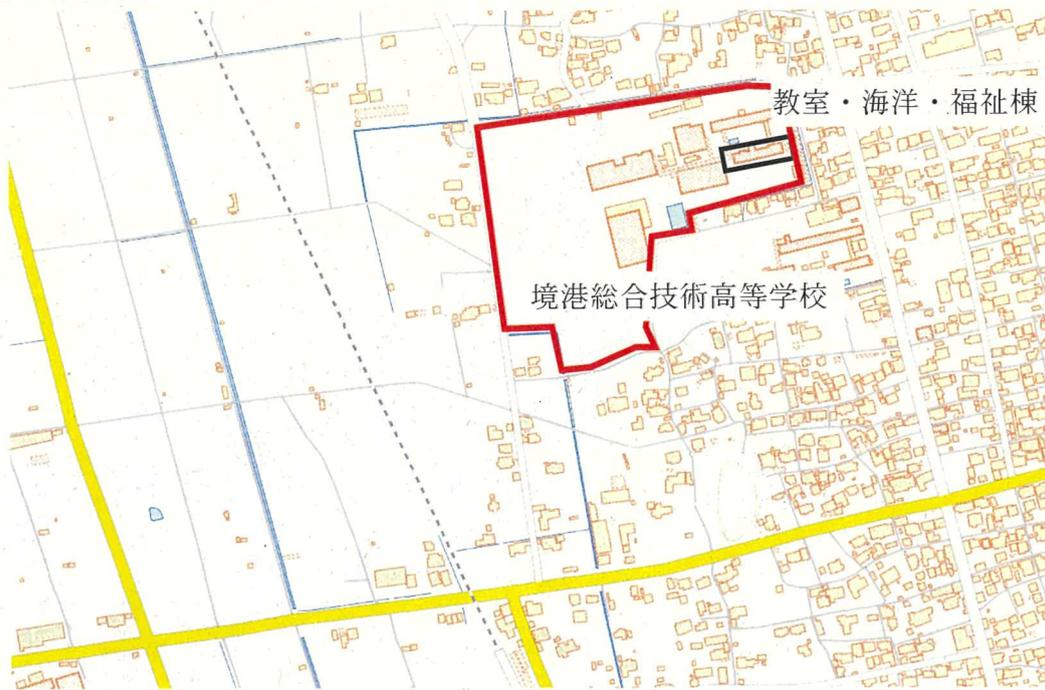


○事業箇所図（境高等学校）



国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/vector/>) を基に作成

○事業箇所図（境港総合技術高等学校）



国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/vector/>) を基に作成

(2-2) 県管理道等整備事業

○計画地

県管理道路（境港市、米子市）

○内容

舗装補修 3路線 7か所 総延長 L=2,156m

○期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

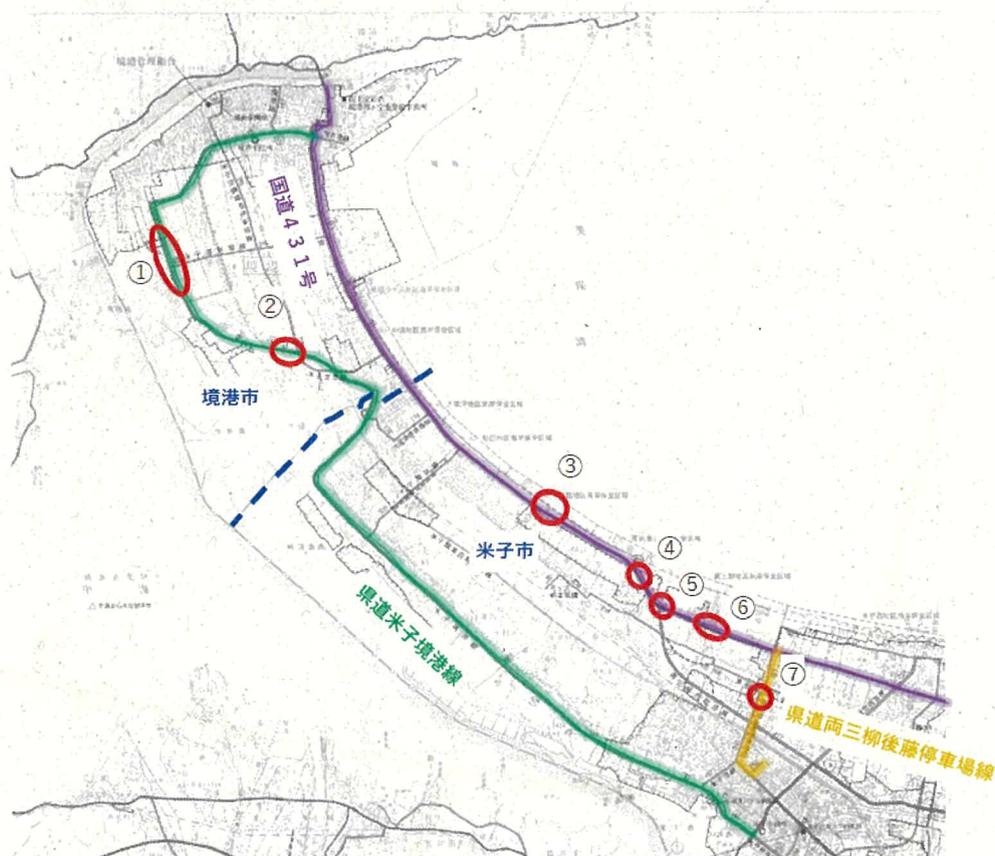
○事業費

総事業費 242,000千円

○事業内容

2市（境港市、米子市）において、鳥取県が管理する道路（国道、県道）の整備事業に取り組む。なお、事業実施にあたっては、付属施設等の整備（区画線、防護柵、視線誘導標等）及び路面の補強（舗装補修）対策を行う。

○事業箇所図



○事業箇所一覧表

箇所番号	路線種別	路線名
①	主	県道米子境港線
②	主	県道米子境港線
③	国	国道431号
④	国	国道431号
⑤	国	国道431号
⑥	国	国道431号
⑦	一	県道両三柳後藤停車場線

3.2 事業主体

実施事業	実施主体	主な事業内容	場所	備考
県立高校環境整備事業	鳥取県	・空調整備 ・トイレ改修	境高等学校、 境港総合技術 高等学校	鳥取県西部総 合事務所環境 建築局
県管理道等整備事業	鳥取県	・舗装修繕	境港市、米子 市	鳥取県西部総 合事務所米子 県土整備局

3.3 事業の実施スケジュール

(1) 県立高校環境整備事業

実施事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度
空調整備	 実施設計		入札等  工事
トイレ改修	 実施設計		入札等  工事

(2) 県管理道等整備事業

実施事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度
舗装補修 3路線 L=2,156m		2路線 4か所 L=1,325m	2路線 3か所 L=831m

3.4 充当しようとする交付金の交付対象経費及び交付金額

(1) 県立高校環境整備事業

[単位：千円]

実施事業		令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
空調整備	事業費	4,538		62,670	67,208
	交付金	4,200		58,500	62,700
トイレ改修	事業費	6,429		95,623	102,052
	交付金	6,000		89,300	95,300
計	事業費	10,967		158,293	169,260
	交付金	10,200		147,800	158,000

(2) 県管理道等整備事業

[単位：千円]

実施事業		令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
米子市	舗装補修	事業費	164,900	35,100	200,000
		交付金	164,900	35,100	200,000
境港市	舗装補修	事業費		42,000	42,000
		交付金		42,000	42,000
計	事業費		164,900	77,100	242,000
	交付金		164,900	77,100	242,000

3.5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

(1) 県立高校環境整備事業

該当なし

(2) 県管理道等整備事業

該当なし

3.6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額

(1) 県立高校環境整備事業

(1-1) 施設等の維持・運営主体及び方法

整備した施設の維持管理については、県が学校保健安全法ほか諸法令に基づき適切な管理を行う。

(1-2) 自治体の負担額

事業主体である鳥取県教育委員会が県の財源を用いて全額負担する。

なお、鳥取県の県立学校全体の年間運営費は、高校 24 校、特別支援学校 9 校合わせて約 8.7 億円を要している。これは施設の運営管理に必要な光熱水費や教育活動に必要な消耗品費を含むものである。本交付金を活用して教室エアコンを整備すると光熱費は増加する要因となるが、サーキュレータの併用や不必要な時にはスイッチを切ったりするなどの運用を行うことによって負担を低減することができる。

(2) 県管理道等整備事業

(2-1) 施設等の維持・運営主体及び方法

整備した施設の維持管理については、県が道路法に基づき適切な管理を行う。

(2-2) 自治体の負担額

道路維持補修工事に係る費用は、恒常的に必要となるものであり、令和 5 年度予算において、2 市の舗装補修予算は約 1.5 億円を要している。事業期間内においては、これに本交付金を上乗せして重点的に整備を進める。これは、既存の財源による対応では、後年へ持ち越さざるを得なかった整備を前倒して実施するものであるため、中長期的な視点からは県の負担を削減する効果がある。

※ 2 市における県管理道路は 158 km (うち県道 126 km)

3.7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由

本計画に掲げるいずれの事業も衰退している地域コミュニティの活性化を行うための基盤を整備するものであり、日頃の地域住民同士のコミュニケーションを深めるこ

とを目的としている。

事業の実施によって、深化する住民同士の交流やつながりは、地域住民の暮らしの安心と地域活性化に寄与するものであることから、原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案すると特に必要であると考ええる。

3.8 地方公共団体で作成される長期的な地域振興計画との関係

(1) 県立高校環境整備事業

「鳥取県令和新時代創生戦略 響かせよう トットリズム」(令和2年3月策定)において、3つの政策分野の一つに位置づける「人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む 鳥取+住む」を推進するための施策として、「未来を拓く人づくり」を掲げ、高等学校を地域振興の核と捉え、生徒や保護者、地域等のニーズに応える学校づくりや、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築することにより、学校を核とした地域づくりを推進することとしている。

このように、本事業は長期計画に整合するものであり、その実現に向け必要不可欠なものである。

(2) 県管理道等整備事業

「鳥取県令和新時代創生戦略 響かせよう トットリズム」(令和2年3月策定)において、3つの基本方針の一つに位置づける「幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ 鳥取+rhythm」を推進するための施策として、「持続可能なインフラ整備や行政運営」を掲げ、交通の結節点を拠点とする地域のにぎわいづくりの推進や、高速道路ネットワークの整備の促進に取り組むこととしている。

また、「強靱な防災基盤の構築」において、万が一の原子力災害に備え、原子力防災体制を整備し、避難計画等の実効性向上の取組を挙げている。

さらに、令和12(2030)年における鳥取県が目指す姿を示した「鳥取県の将来ビジョン」(令和2年10月策定)において、6つの視点の一つに位置づける「守る 豊かな恵み・生活を守り、次代につなぐ」を掲げ、災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策の向上に取り組むこととしている。

このように、本事業は長期計画に整合するものであり、その実現に向け必要不可欠なものである。

3.9 他の類似事業との比較

(1) 県立高校環境整備事業

地域振興計画に位置付けられた事業の実施に当たっては、本県が通常行う事業と同

じ基準及び仕様書に従って実施する。

(2) 県管理道等整備事業

地域振興計画に位置付けられた事業の実施に当っては、道路法の道路として本県が通常行う事業と同じ基準（設計業務等標準積算基準書・共通仕様書、鳥取県が施行する公共事業に伴う損失補償基準）に従って実施する。

3.10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見

毎年実施されている2市からの「国・県政に対する要望」において、道路事業に関する要望が上がるほか、当該道路管理の維持管理を行う西部総合事務所米子県土整備局には、逐次、地域住民から直接、道路状況に関する連絡が届いている。

また、県立学校に関しても、将来にわたって持続可能な施設となるよう県が取り組むことについて議会や地域住民等の意見が継続的になされている。

3.11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法

県のウェブサイト地域振興計画を掲載し、広く公開、周知を図る。

3.12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

(1) 県立高校環境整備事業

学校と地域住民とが地域学校協働活動に取り組む体制が既にできている他に、県立高校の運営にあたっては、学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら「地域とともにある学校づくり」を推進する「コミュニティ・スクール²」が設置されており、地域との協力体制が得られる環境にある。

また、学校備品等について、地域の団体やPTAなどから厚意による寄附があるなど、学校運営に地域の協力体制ができている。

² コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校のこと。

(2) 県管理道等整備事業

2市とは従来から県の道路整備に当たり、地元調整等の協力や支援体制が整備されている。

また、鳥取県では、土木施設における維持管理部門への住民参画により、土木施設への環境美化や愛護意識の普及並びに土木施設の維持保全を図りながら、地域の活性化に寄与することを目的とした土木施設愛護ボランティア制度を設けており、2市の団体も登録され、両市域を中心に活動を実施している。

3.13 地域振興計画の期待される効果

(1) 県立高校環境整備事業

本事業により、地域住民と生徒の交流の拠点としての当該学校施設の利用にあたっての快適性、利便性が向上し、地域と学校による連携・協働の促進に寄与するものである。

(2) 県管理道等整備事業

県管理道の整備により、地域の拠点である学校や公民館への交通アクセスの向上とともに、県民等の安全・安心に繋がるものである。

第4 個別事業の基本計画及び計画(境港市)

4.1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容

(1) 事業の必要性

少子化、核家族化、ひとり親家庭の増加等により、以前と比べ、子どもが一人前になるための多様な経験を行う機会が少なく、地域における教育力の低下が課題となっている。核家族化や少子高齢化に加え、価値観の多様化等により、地域コミュニティの衰退についても危惧されていることから、住民自らが課題解決できる地域コミュニティの充実強化が必要である。

本計画において、市民にとって最も身近な生涯学習の場であり、地域コミュニティの中心である公民館について、地域住民誰もが安全・安心で利用しやすく、集える施設となるよう、事業を実施する。

こうした事業を実施することにより、公民館の活用が進み、地域住民自らによるコミュニティ活動の展開と、地域住民同士のつながりの強化が期待できる。

(1-1) 境港市公民館環境整備

境港市では、市民同士の連携・協働を進めるため、公民館が、市民にとって最も身近な生涯学習の場として、また、地域コミュニティの中心として地域課題の解決やまちづくりの推進等に取り組んできた。

また、近年は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校との間を調整する地域学校コーディネーターをサポートする業務を行っており、公民館の果たす役割がますます高まっている。

このような中、一部の公民館施設において、トイレが男女兼用であること、和式から洋式トイレへの要望があることから、早期の改修が必須となっている。

また、一部の公民館施設において、空調システムが全館空調となっており、全館空調が停止する休日・夜間の施設利用時には、扇風機やファンヒーターしか利用できないことから、市民のより快適な公民館利用に向けて、部屋ごとに空調使用を可能とする早期の個別空調化への設備改修が必要である。

これら事業を実施することにより、地域コミュニティの核となる公民館について、誰もが利用しやすい環境の確保を図ることで、施設利用者の利便性を高め、コロナ禍で大きく減少した利用者数をコロナ禍以前の水準以上に増やし、住民の交流を促進する。

なお、空調改修については、公民館は万が一の原子力災害時のコンクリート屋内退避施設であると同時に、近年頻発・激甚化する自然災害に対する地域の中核となる指定避難所としての機能も有しており、早期に実施設計のみ実施し、工事については、国の補助事業による財源を確保した上で実施する。

(1-2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

公民館は、様々な地域活動等を行う拠点であり、年間を通じていかなる場合も行き来できる環境を整えておく必要がある。また同時に一般災害時の指定避難所、原子力災害時の一時集結所及びコンクリート屋内退避施設にも指定されており、防災・災害対策基盤の整備も必要となっている。

災害時の避難道路の確保や、冬場の積雪時における対応が必要な際、現状では小型除雪機の配備しかないため、除雪機能の強化が求められている。

機動力のある資機材を新たに整備し、積雪時に施設及び通学路等の除雪機能の強化や災害時の避難道路の確保等を行う。

事業の実施により、冬期を中心とした対応や、有事の際、公民館や市内学校等住民の拠点が早急かつ確実に機能する体制が構築でき、地域住民の安全・安心の確保が期待できる。

(2) 事業の全体計画

(2-1) 境港市公民館環境整備

①トイレ改修

○計画地

境港市内2公民館

名称	所在地
中浜公民館及び集会所	境港市財ノ木町 668 番地
余子公民館	境港市竹内町 393 番地 2

○内 容

公民館のトイレ改修（洋式化、男女別トイレ設置改修他）

○期 間

令和6年度

○事業費

総事業費 35,708 千円

②空調改修設計

○計画地

境港市内4公民館

名称	所在地
中浜公民館及び集会所	境港市財ノ木町 668 番地
渡公民館	境港市渡町 1356 番地 1
余子公民館	境港市竹内町 393 番地 2
外江公民館	境港市外江町 2062 番地 1

- 内 容
公民館の個別空調化に係る実施設計
- 期 間
令和6年度
- 事業費
総事業費 19,620 千円
- 事業対象公民館位置図



国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/vector/>) を基に作成

(2-2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

○内 容

ホイールローダ 2 台購入

○期 間

令和 6 年度

○事業費

総事業費 11,627 千円

4.2 事業主体

(1-1) 境港市公民館環境整備

境港市（教育委員会）

(1-2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

境港市

4.3 事業の実施スケジュール

実施事業	令和 6 年度
境港市公民館環境整備事業	
トイレ改修	<p style="text-align: center;">入札等</p> <p style="text-align: center;">実施設計 改修工事</p>
空調整備	<p style="text-align: center;">空調実施設計</p>
施設・道路等多用途安全確保機械導入事業	<p style="text-align: center;">入札等</p> <p style="text-align: center;">調達</p>

4.4 充当しようとする交付金の交付対象経費及び交付金額

[単位：千円]

実施事業		令和6年度	計
境港市公民館環境整備事業	事業費	55,328	55,328
	交付金	43,000	43,000
施設・道路等多用途安全確保機械導入事業	事業費	11,627	11,627
	交付金	7,000	7,000
計	事業費	66,955	66,955
	交付金	50,000	50,000

4.5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

(1) 境港市公民館環境整備

なし

(2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

なし

4.6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額

(1) 境港市公民館環境整備

(1-1) 施設等の維持・運営主体及び方法

事業主体である境港市教育委員会において、適切な管理を行う。

(1-2) 自治体の負担額

事業主体である境港市教育委員会が市の財源を用いて全額負担する。

(2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

(2-1) 施設等の維持・運営主体及び方法

事業主体である境港市において、適切な管理を行う。

(2-2) 自治体の負担額

事業主体である境港市が市の財源を用いて全額負担する。

4.7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による

影響等を勘案して特に必要である理由

公民館環境整備については利用者からの要望や市議会での質問、施設・道路等多用途安全確保機械導入については公共施設管理者等からの要望があり、それぞれの改修や整備を求める声強い。

事業の実施により、市民の安全・安心の確保、地域活性化及び市民の福祉向上に大きく寄与し、継続的な地域振興を図ることに繋がるため、原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要であると考え。

4.8 地方公共団体で作成される長期的な地域振興計画との関係

境港市は令和4年3月に境港市まちづくり総合プラン（第1.0次境港市総合計画）を策定し、「環日本海オアシス都市～笑顔あふれる日本一住みたいまち 境港～」を将来都市像として、各種事業に取り組んでいるところである。

この将来都市像の実現に向けて掲げた5つの基本目標にかかる基本計画の一つとして、「生涯学習・スポーツの推進」を掲げ、公民館を核とし、社会全体で取り組む教育の推進、生涯学習の推進を図るため、環境整備を図ることとしている。

また、「自然と共に安全で住みよいまちづくり」を推進するため、防災資機材の整備・充実を図ることとしている。

このように、本計画は長期計画と整合性が図られており、長期計画の実現に大きく資するものである。

4.9 他の類似事業との比較

地域振興計画に位置付けられた事業の実施に当たっては、境港市が通常行う事業と同様に境港市会計規則及び境港市契約規則等に従って実施する。

4.10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見

(1) 境港市公民館環境整備事業

公民館環境整備については、現在中浜公民館別棟集会所のトイレが男女共用であり、特に女性が利用しにくい状況であることから、利用者から改修を求める声が寄せられている。また、中浜公民館、余子公民館では一部和式トイレが残っており利用者から改修を求める声が寄せられている。

加えて、渡、外江、余子、中浜（別棟集会所を含む）公民館では、空調システムが全館空調であり、休日・夜間の利用時は、扇風機、ファンヒーターの利用のみによる温度管理となることから、利用者や施設管理者から改善を求める声が寄せられ

ている。

(2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

地域住民から道路管理者や市役所に対して、積雪時や一般災害時において、公民館や主要幹線道路に接続する道路等の適切な維持管理が必要であるとの声が寄せられている。

また、公民館等利用者及び施設管理者から、積雪時の駐車場等の除雪体制の強化を望む声も寄せられている。

4.11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法

本計画については市広報誌やウェブサイトで広く市民に公開する予定である。

4.12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

(1) 境港市公民館環境整備

公民館の運営に関して、地域住民等で構成される会議体が設置されており、公民館が取り組むイベントの企画や、有事・平時にかかわらず、住民に活用される施設となるような環境整備に係る検討を行うなど、住民の支援・協力体制ができている。

(2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

本事業については、住民や施設管理者等からの要望に応えるものであり、地域の自治会等が中心となり、道路等の清掃作業を例年実施するなど、住民からの支援・協力体制ができている。

4.13 地域振興計画の期待される効果

(1) 境港市公民館環境整備

本事業の実施により、地域住民が快適に安心して、積極的に利用が可能となり、住民相互の連携・協働の促進に寄与するものである。

(2) 施設・道路等多用途安全確保機械導入事業

本事業の実施により、積雪時の除雪体制の強化、災害時の避難道路の確保が早期に図られ、公民館等住民の拠点が確実に機能する環境を作ることは、地域住民の安全・安心の確保に繋がるものである。

第5 個別事業の基本計画及び計画(米子市)

5.1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容

(1) 事業の必要性

当市の公民館は、生涯学習の場であると同時に地域コミュニティの拠点施設として地域に深く関わってきたが、環境問題や防災・防犯などの様々な地域課題への対応、行政だけでなく地域も協力してまちづくりを支える仕組の構築など、地域の拠点としての位置づけはますます重要になっている。

そこで、公民館がこれまで培ってきた地域との関係を活かしながら、地域住民が継続して主体的に活動することができるような体制整備を行い、それぞれの地域の実情に応じた地域のまちづくりを推進していく必要がある。

また、公民館は、地震、台風や豪雨などの自然災害が発生した際の、地域住民にとって身近な指定避難所の一つであり、島根原子力発電所のUPZに位置するものは原子力災害時の一時集結所等として利用することからも、災害時に特に支援が必要となる高齢者や障がいのある方にも利用しやすい施設であることが必要である。

これらのことから、島根原子力発電所のUPZにおける地域振興及び市民の更なる安心・安全の確保を図るため、当該地域の公民館の利便性を向上させることが必要である。

(2) 事業の全体計画

○事業内容

公民館のトイレ改修、バリアフリー化（和田公民館を除く7館）、空調改修（住吉、大篠津、夜見公民館の3館）、畳張替え

○対象公民館

名称	所在地
大篠津公民館	米子市大篠津町 1619 番地 1
和田公民館	米子市和田町 1829 番地 1
崎津公民館	米子市大崎 1466 番地 1
富益公民館	米子市富益町 788 番地
彦名公民館	米子市彦名町 2850 番地 2
夜見公民館	米子市夜見町 1679 番地 1
河崎公民館	米子市河崎 2620 番地
住吉公民館	米子市旗ヶ崎七丁目 17 番 30 号

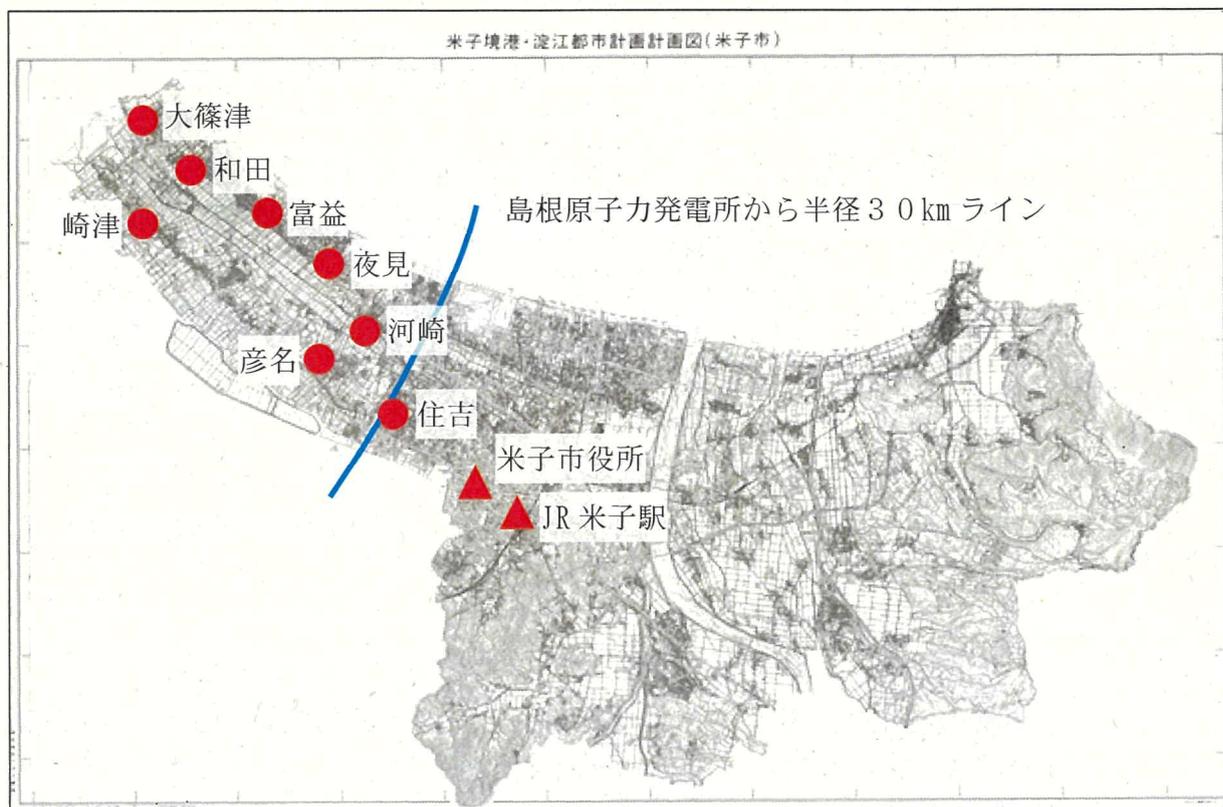
○事業実施年度

令和6年度～令和7年度

○事業費

69,048千円

○対象公民館位置図



5.2 事業主体

米子市

5.3 事業の実施スケジュール

実施事業	令和6年度	令和7年度
トイレ改修	5館改修	3館改修
バリアフリー化	5館改修	2館改修
空調改修	1館改修	2館改修
畳張替え		8館整備

5.4 充当しようとする交付金の交付対象経費及び交付金額

[単位：千円]

実施事業		令和6年度	令和7年度	計
米子市公民館環境整備事業	事業費	35,035	34,013	69,048
	交付金	25,500	24,500	50,000
合計	事業費	35,035	34,013	69,048
	交付金	25,500	24,500	50,000

5.5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

なし

5.6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額

(1) 施設等の維持・運営主体及び方法

事業主体である米子市において、適切な管理を行う。

(2) 自治体の負担額

事業主体である米子市が市の財源を用いて全額負担する。

5.7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由

島根原子力発電所のUPZに位置する当市の公民館は、平時は地域コミュニティの拠点として活用しており、原子力災害時は、避難バスの乗車場所等となる一時集結所として、また、自宅などで屋内退避することが難しい者が屋内退避を行うコンクリート屋内退避施設として利用するものである。

本計画に掲げる事業の実施により、市民の安心・安全の確保及び地域活性化に大きく寄与し、継続的な地域振興を図ることに繋がるため、原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要であると考えられる。

5.8 地方公共団体で作成される長期的な地域振興計画との関係

米子市では、市の総合計画である「米子市まちづくりビジョン」において「公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進」の項目を掲げ、その中で、「地域のニーズに応じ、地域の拠点としての利用が可能となるように公民館の体制整備を行います。」との目標を掲げている。

本計画に事業として位置づけた公民館の改修は地域からの要望が多いものであり、地域の拠点としての利便性向上に資するものであることから、「米子市まちづくりビジョン」に整合するものである。

5.9 他の類似事業との比較

地域振興計画に位置づけられた事業の実施に当たっては、米子市が通常行う事業と同じ基準に従って実施する。

5.10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見

米子市公民館の多くは築40～50年が経過するため老朽化が進んでおり、その改修等については地域住民から「トイレが和式で不便」、「身体の不自由な方も利用しやすいようにトイレ、入口等のバリアフリー化が必要」、「エアコンが旧型で効きが悪い」、「畳が古く、傷んでいるため、快適に利用できるように張り替えてほしい」といった様々な要望が寄せられている。

本計画に事業として位置づけた公民館の改修等については、このような地域住民の要望を踏まえたものである。

5.11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法

市議会、公民館等へ説明を行うとともに、市のウェブサイト等を活用しながら広く公表する。

5.12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

地域住民から公民館に寄せられた声等を踏まえて要望の挙がっている事業内容であり、公民館への説明が完了しており、地域住民の協力・支援が得られる。

5.13 地域振興計画の期待される効果

公民館の改修を行い、生涯学習の場や地域コミュニティの拠点としての利便性向上を図ることにより、平時の地域活動や地域交流の活性化が見込まれる。

また、有事における指定避難所等としての利便性を向上させることにより、市民の安心・安全に寄与することができる。